

新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定に向けたパブリック・コメント実施結果

No.	種別	意見の趣旨	意見に対する区の考え方
1	改正全般	<p>現行の条例では、「指導パトロール」をしても対象者(雇用主、店舗、背景組織)自体が不明確のまま、罰則がないために、相手から甘くみられ、実際の効力は非常に乏しいものでした。今回の条例改正によって、地元、区、警察の連携により客引き撲滅に向けて更に意識を高め、安心な街づくりに邁進していきたいと思えます。条例の改正をお願いします。</p>	<p>平成25年9月に「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、新宿駅周辺の繁華街において区・警察・地域が一体となってパトロールや来街者への注意喚起などの防犯活動を実施してきましたが、一部の客引き行為の態様が悪質化、巧妙化し、区民及び来街者に不快感や不安を与えている現状があります。</p> <p>客引きの現状に鑑み、今回、現行条例を一部改正し、公表及び過料の罰則規定を盛り込み客引き行為等の防止対策を強化していきます。</p>
2		<p>区は、当該名宛人・当該事案に即して、改正により導入される過料、公表、通知、行政調査(立入り、質問)の手法の全部または一部を柔軟・効果的に使いこなして、条例の実効性確保という目的を達成するようにすべきである。</p>	
3		<p>改正内容は、いずれも客引き行為等の撲滅に必要不可欠なものであり、速やかに、かかる趣旨の改正が実現されるよう求める。</p>	
4		<p>3年前の9月に現行条例が制定された際、客引きはしばらく静観し、実質的な変化がなく過料等ないとわかると以前と同じ状態に戻ってしまった。条例改正においては、区、警察、街が警戒態勢を強化し、可能であれば違反者の検挙起訴といった実質的な効果を具現化することも重要かと思えます。</p>	
5	地域団体の責務	<p>地域団体に客引き行為等を行わせないための取組を推進するよう努めるものとするについて賛成する。他方、かかる地域団体の取組に対し、区もまた、経済面及び安全面でこれを支援する責務のあることを条例に明示すべきである。</p>	<p>現行条例第4条「区長の責務」で、「この条例の目的を達成するために必要な施策を推進する」と規定し、必要な施策には、地域団体との協働した客引き行為等防止対策の推進、警察との連携など、地域団体の取組への支援が含まれています。</p> <p>本年1月25日には、区、警察、地域団体等と客引き撲滅に関する覚書を締結し、相互の連携強化を図りました。</p>

6	客引き行為等を用いた営業の禁止	客引きと見られる者が、客をいったん風俗案内所に誘導し、店員と見られる者を風俗案内所まで迎えに来させるなどして、実質的に客引き行為を行っている。客引き行為等防止の見地から「飲食店等を営む者」には、いわゆる「風俗案内所」も含めるべきである。	公共の場で風俗店案内所への客引きをしている場合はその都度、指導していきます。 風俗案内所を利用した客引き行為は、キャバクラ等風俗営業の店であり、警察へ情報提供する等、取締りの強化を要請していきます。
7	客引き行為等を用いた営業の禁止	「飲食店等を営む者」には、いわゆるデリヘル等の「無店舗型性風俗特殊営業」(風適法第2条第7項)も含めるべきである。	レンタルルーム等を利用したデリヘル等の無店舗型性風俗特殊営業が客引きを行っている現状が確認されたことから、ご意見のとおり、条例に反映します。 なお、レンタルルームは、風適法の店舗型性風俗特殊営業に該当し、既に規制しております。
8	客引き行為等を用いた営業の禁止	「レンタルルーム」についての客引き等も現行本条例の第2条(1)ウ号の風適法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に関し、客引きをすること」に該当し、規制対象に含むことを何らかの形で確認すべきである(改正条例を周知させる資料や区議会の議事録など)。	条例の周知資料に掲載します。
9	警告及び勧告	お客に嘘の店舗状況を伝え、別の店舗に連れて行かれたお客もいます。客引きやキャッチが多い街は印象がとても悪く、人の流れが悪くなるので、取締りの強化を望みます。	現在実施している区・警察・地域が一体となったパトロールにおいて、注意指導に従わない場合は警告し、警告に従わない場合は勧告し、罰則を科す手続を進めます。
10	警告及び勧告	一度現認、指導したら、帰るように諭し、再度現認したらすぐに警告、勧告まで1日の中でも行くようにしてもらいたい。次は公表・過料と最後通告してもらいたい。	条例改正により、1日の中でも、注意指導から勧告までは可能です。ただし、公表・過料を科すためには、意見の聴取等の手続を行います。
11	警告及び勧告	警告と勧告の意味について、受け手がはっきりと理解できる工夫が必要である。	警告書は黄色、勧告書は赤色を使う等、区別を図っていきます。

12	立入調査等	<p>客引き行為等の防止に関する条例の一部改正に大賛成です。ただし、立入調査等、客引き行為を立証する為には、防犯カメラやビデオ等を活用する必要があると考えます。条例を改正するに当たり、「防犯カメラやビデオ等を活用できるものとする。」という文言を入れていただきたいと思ひます。ただ、カメラ撮影の場合個人情報等の関係を考慮し、「撮影記録は新宿区、警察等が管理するものとする。」という内容を付け加えればよいと思ひます。</p>	<p>公表及び過料が適正に執行できるよう警告、勧告の段階で違反行為等の記録など、事前手続きを適切に行います。</p>
13		<p>氏名・住所その他の必要事項について質問できると確認的に例示・明示しておくべきである。</p>	<p>過料、公表のためには、違反事実の確認・調査とともに、違反者を特定する情報の確認・調査も重要であります。ご意見のとおり、適正な過料、公表の執行を図るため、氏名・住所その他必要事項について質問できると確認的に例示・明示します。</p>
14		<p>過料と公表を同時に違反者に適用されなければなりません。商店街としても情報提供等で協力していきます。</p>	<p>違反者に対する公表及び罰則である過料を同時に科していきます。</p>
15	公表・過料・両罰規定	<p>罰則がないために、取締り中も自由に客引きしている状態です。強く注意すると言ひ合いになります。大きなケンカにならない為にも罰則を条例化していただきたい。</p>	<p>指導・警告・勧告に従わない場合、氏名、店舗名等を公表し、又は過料を科する罰則の規定を盛り込みます。</p>
16		<p>客引きが、当店と提携しているかのようにふるまい、「1,000円飲み放題にしておく」など嘘の案内をしています。また、当店の予約客に、嘘の店舗状況を伝え、客引きが提携している店舗に誘導していました。客引きを実刑くらい重い罪にして欲しいです。</p>	<p>罰則について、過料は、条例で制定できる過料の上限(5万円)を規定し、氏名や店舗名等を公表することを規定します。</p>
17		<p>24時間明るい町づくり(世界レベルに合わせる。接客営業時間延長)、悪質客引き罰金100万円。</p>	<p>安全で安心なまちづくりを積極的に推進していきます。条例での過料の上限額(5万円)を制定します。</p>
18		<p>違反店舗の公表に関して具体的にどのような形をかんがえているのか</p>	<p>公表は、区公式ホームページへの掲載、区正面玄関の門前掲示場をはじめ様々な媒体、手法での公表を検討しています。</p>

19	公表・過料・両罰規定	違反した店舗を重点的に取り締まるのか。客引き行為者に対しても同等の罰則なのか。	違反店舗についても取り締まりますが、罰則については、注意指導、警告、勧告に従わない客引き行為者に対しても、公表・過料を科します。 客引き行為等の撲滅のためには、客引き行為者と店舗の両方に働きかけていくことが必要と考えています。今回の条例改正は両罰規定を設け、行為者と店舗の双方を取り締まっていくものです。
20		「警告」及び「勧告」、それを前提とする「公表」等(以下「警告等」という。)の対象者につき、「客引き行為等防止特定地区において、客引き行為等をしていると認められる者」としている。しかし、客引き行為等を自ら行った者のみならず、「客引き行為等を用いた営業の禁止」に違反し、「客引きを受けた者を客として当該営業所内に立ち入らせ」た「飲食店等を営む者」についても、「警告」等の対象に含めるべきである。	客引き行為等を「した者」「させた者」「用いた営業」を禁止して、指導、警告、勧告をすることができることとしています。
21		公表の要件として「正当の理由なく」勧告に従わなかったときと確認的に付け加えるべきである。	公表の要件として、「正当な理由なく」と規定します。
22		実際の執行実務では、現場で円滑に違反執行ができる体制・施策が必要であり、この点が今回の改正案の重要な課題のひとつであり、千代田区生活環境条例の過料執行の10年以上の実績に学ぶべきである。	既に、客引き防止条例に罰則を規定している自治体の執行方法等情報を収集し、実効性のある体制を構築していきます。
23		店舗場所の提供者への通知	警察の取り締まり強化により高額ぼったくりが減少しているようだが、逆に居酒屋の客引きが目立つようになっている。この点について今回の改正で罰則以外になにか対応を考えているか。
24	「店舗場所提供者」への働きかけに関する規定は、客引き等行為の防止のために非常に高い効果が期待されることから、是非ともその条例化を図られたい。		条例に店舗場所提供者の措置・契約の解除等を規定するとともに、本年1月25日、不動産業界等と「客引き撲滅に向けた覚書」を締結し、相互の連携を確認しました。連携をさらに強化して客引き行為等の撲滅に関して取り組んでいきます。

25	店舗場所の提供者への通知	通知後の区の積極的な対応を考えておくべきである。	通知書に、区は、通知後の店舗場所提供者からの相談受理などを明示し、助言・指導等積極的に対応していきます。
26		店舗場所提供者の措置・契約の解除等、土地又は建物の所有者(管理者)に対してしっかりと行政からの文書での通達をして、どのように対応するか回答をもらうようにしてもらいたい。	
27		通知の要件として「公表」を前提要件とすべきではない(「公表」と「通知」を連動させない方がよい)。	店舗場所提供者への通知は、指導、警告、勧告にも従わない悪質な店舗を通知することとしていることから、悪質な店舗については、原則全て公表します。よって店舗場所提供者への通知も、公表をされた悪質な店舗について通知することとしています。
28		「店舗場所提供者への通知」につき、通知回数が一定数を超えた場合、あるいは、通知にもかかわらず、契約解除等の努力が行われなかった場合など、一定の条件の下で、区長が、かかる通知を行った事実や店舗場所提供者の情報について公表することができることを定めるべきである。	店舗場所提供者は、客引き行為等が行われている情報を得たときは、その使用実態の確認に努め、賃貸借人に対し、当該行為を止めるよう注意するとともに、その注意に従わず、又は違反が組織的に行われていると認められるなど、悪質性が高いと認められる店舗については、契約の解除、明渡しの申入れを行い、区、警察に通報してもらうこととしています。 区は、店舗場所提供者に通知した場合は、通知後の相談受理など積極的に対応していきます。 店舗場所提供者には、契約の解除などの努力義務を課し、協力を強く要請していくこととし、努力が行われなかった場合の公表については規定せず、連携して悪質店舗の対策を進めていきます。
29		当該建物契約の明渡し・解除の申入れ	区長は、店舗場所提供者に対し、契約解除などを指導・警告・勧告することができる規定すべきである(現行8条及び概要3と同様)。そして、店舗場所提供者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、勧告の内容等を公表できると規定すべきである(条件・手続は公表と同様)。
30	その他	警察署との連携をさらに強化する。警察による逮捕ができないものに対しては、警察の積極的な指導により相乗効果を上げて欲しい。	地域団体だけでなく、警察との連携をさらに進めていきます。

31		街で組織するパトロールの指導権限の強化を盛り込んで欲しい。街で組織するパトロール隊に警告書を発することができるように明文化して欲しい。	現在、指定させていただいている客引き行為等防止指導員の方は、客引き行為等防止特定地区において、客引き行為等違反者に対し、注意指導することができます。警告、勧告の際は、警告書、勧告書は区長名で発出するもので、区の職員が執行します。指導の際、効果的に指導が行われるような施策を検討していきます。
32		組合では警察官OBにお願いして、パトロールを実施しているが、何らかの形でOBに権限を与えて更なる活用を考えてほしい。	
33		地域組織(組合)と警察署との連携はどのように担保されるか。	平成28年1月25日に締結された、「客引き行為等を撲滅し、安全安心な繁華街を創造するための覚書」により連携は担保されます。
34	その他	警察との情報交換が定期的に行われることが必要だが、まずは区危機管理課との情報交換を定期的に行っていききたいがどうか。	区は、客引き行為等の防止や対策に取り組んでいる団体と適宜、情報交換を実施していきたいと考えます。ただし、個人情報等提供できない情報もあることをご承知ください。
35		客引きグループ(集団)で行動をしている点を踏まえ、何かこれに対する対策を講じてほしい。	実態の解明に努め、組織の解体に向けた対策を警察等の関係機関と検討していきます。
36		学生などの場合は、学校、親にも違反行為に係る事実を通知するようにすべき。	未成年の場合は、青少年の健全な育成を図るため、指導の段階で、警察、東京都等関係機関と連携し、非行行為の防止に努めていきます。
37		実際には、誰が取り締まるのか。警察であるならば、キャッチに言い訳を言わせない理論武装をしてもらいたい。	区条例違反の取り締まりは、区の職員が行い、都条例違反や風適法違反は、警察が取り扱いますが、区と警察が連携し、違反態様に応じ、指導等適切に取り締まっています。
38		客待ち行為もしっかりと規制してもらいたい。	客引きと思われる人物に対して、積極的に声をかけて、規制していきます。
39	指導	客側に対し、客引きの利用を禁止する規定を設け、違反者につき条例8条の「指導」の対象とすべきである。	客(来街者等)側には、積極的に客引き行為に関する情報を提供し、客引きについていかないう注意喚起を行っていきます。
40		「指導」を行う者に対する妨害行為を禁止する規定を設け、違反者に対しては、過料の制裁を課すべきである。	罰則規定等を盛り込むことにより、指導員に対する妨害行為の虞があります。ご意見のとおり、地域団体の客引き行為等防止指導員に対する妨害行為の禁止を規定するとともに、警察と連携し、指導員の安全を図って行きます。